

豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金

補助金申請の手引き

蓄電池



令和8年6月時点

【問合せ・申請書類等提出先事務局】

豊岡市 コウノトリ共生課 脱炭素推進室

所在地：豊岡市中央町2番4号（市役所本庁舎2階4番窓口）

TEL：0796-21-9136

Mail：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp

1.補助金額

蓄電池の補助金額は次のとおりです。

補助対象設備	補助率 補助限度額	導入方法	補助限度額
蓄電池	住宅 補助対象経費の2/3以内	購入、PPA、 リース	補助上限：100万円
	事業所 補助対象経費の2/3以内	購入、PPA、 リース	補助上限：200万円

2.補助対象設備の要件

主な交付要件は次のとおりです。詳細は国実施要領（別紙1）をご確認ください。

補助対象設備	交付要件
蓄電池	<p>①太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 ※システムを介して再エネメニュー電力を蓄電するものは、対象外</p> <p>②停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>③IP通信を用いる製品を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)において、★1以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用すること。 【PPA又はリース契約の場合】</p> <p>④交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。 【業務用蓄電池(20kWh超)】</p> <p>⑤豊岡市火災予防条例で定める安全基準を満たす蓄電システムであること。 【家庭用蓄電池(20kWh以下)】</p> <p>⑥蓄電池部(初期実行容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理する番号が付与されていること。</p> <p>⑦初期実効容量、定格出力、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。</p> <p>⑧蓄電池部安全基準(JIS C 8715-2又はIEC62619)及び蓄電システム部安全基準(JIS C 4412)の規格を満足すること。</p> <p>⑨蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>⑩メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。</p> <p>⑪一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録済みの蓄電システムであること。</p>

3.交付申請

(1) 受付・申請期間

令和8年7月27日（月）～令和8年11月30日（月）まで

(2) 交付申請時の提出書類チェックリスト

交付申請時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項
交付申請書（様式第1号）	・該当箇所の項目に記載漏れがないか
見積書（明細を含む）の写し	・見積の明細が記載されているか ・氏名と設置所在地が記載されているか ・見積が2者分提出されているか
誓約書（別紙1）	・全ての事項を確認し、誓約書に署名したか
住民票の写し	・申請者（設備使用者）の氏名と住所が記載されたものであるか ・発行から3カ月以内のものであるか
建物の平面図、断面図等 例：設計図面など	・設備の設置箇所が分かるか
太陽光発電設備から充電することがわかる図面 例：単線結線図、システム系統図等	・蓄電池及び太陽光発電設備を含む配線系統が示されているか
設置する設備の仕様書 例：カタログなど	・設置する設備の仕様（メーカー、型番、性能等）が分かるか ・安全基準等の要件を満たすことが読み取れるか
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類	
代理受領事前届出書（様式第11号）	※代理受領制度を利用する場合のみ提出
直近の確定申告書類の写し	※設置対象が事業所の場合のみ提出 ・個人事業主は「所得税確定申告書」（第一表）、法人は「法人税確定申告書」（別表一）の写し
補助対象地域内に事業所を置くことが分かる書類の写し	※設置対象が事業所の場合のみ提出 ・開業届、営業許可その他各種許認可・指定等の許可証、登記事項証明書等
サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類	※PPA又はリース契約の場合のみ提出 ・補助金を使わない場合との料金比較ができるか
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出

4.実績報告

(1) 実績報告の時期

工事完了後30日以内又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日

(2) 実績報告時の提出書類チェックリスト

実績報告時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項
実績報告書（様式第8号）	・ 該当箇所の項目に記載漏れがないか
支払いを証明できる書類の写し 例：領収書、振込証明書等	・ 請求書の金額を支払ったことが分かるか
請求書（明細を含む）	・ 請求金額の明細が確認できるか
補助対象設備の契約日（取引日）、発注日、購入日等が交付決定通知日以降であることを確認できる書類の写し	・ 契約日（取引日）、発注日、購入日等が、交付決定より後の日付であるか 例：契約書、請書、発注書等 (交付決定前の契約、購入は、交付対象外となります。)
補助対象設備の設置前、施工中、設置後の写真	・ 設置前、施工中、設置後の設備設置箇所を同じ場所からそれぞれ撮影し、添付しているか ・ 上記とは別に、設置する設備の型式が分かる写真を撮影し、添付しているか ※参考様式の写真台帳を使用するか、それに準ずる様式で作成すること
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類	
住民票の写し	※申請時に市外居住だった場合のみ提出 ・ 申請者（設備使用者）の氏名と住所が記載されたものであるか ・ 発行から3カ月以内のものであるか
代理受領委任状（様式第13号）	※代理受領制度を利用する場合のみ提出
設置設備の実際の設置図 例：平面図、設備の設計図など	※交付申請時から変更がある場合のみ提出 ・ 設備の設置場所が分かるか
サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 例：契約書など	※PPA又はリース契約の場合のみ提出 ・ 補助金を使わない場合との料金比較ができるか ・ 契約内容、サービス料金等が分かるか
法定耐用年数の期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 例：契約書など	※PPA又はリース契約の場合のみ提出 ・ 契約期間が法定耐用年数（6年）以上か ・ 契約書以外を提出する場合、上記が読み取れるか ※契約期間が法定耐用年数（6年）以下の場合、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することが分かる書類
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出